

令和6年5月第175回定例 農業委員会総会議事録

令和6年5月10日（金）
安土町総合支所防災センター2階会議室

日 程

第1 会議録署名委員の指名

第2 議案上程

議第689号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
議題690号 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
議第691号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて

報告第423号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について
報告第424号 その他の専決報告について

開会 午前9時30分

事務局長

委員の皆様ご苦労様です。

それでは、早速ですが定刻となりましたので、令和6年5月第175回定例総会の開会をお願い致します。

また、会議規則第5条の規程により会長が議長となりますので
●●会長よろしく申し上げます。

議長

皆様、おはようございます。今月と9月につきましては、農繁期ということで9時半からの開催ということでよろしく申し上げます。

議長

それでは、近江八幡市農業委員会会議規則に則り進行させていただきたいと思えます。

本日の現在出席委員22名、欠席の届出2名（7番 ●●委員、9番 ●●委員）より、会議規則第4条第2項による欠席の届出がでております。

会議規則第6条により、委員の過半数が出席しておりますので、5月総会が成立していることを報告いたします。

それでは、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、令和6年5月第175回定例総会を、ただ今から開催します。

議長

先ず、日程第1 会議録の署名委員の指名ですが、

11番 ●●●●委員

12番 ●●●●委員のご両名を指名しますのでよろ

しくお願い致します。

議長

次に、日程第2 議案の上程に入ります。

議第689号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを議題といたします。番号5について該当委員がいることから、まず番号1から番号4まで事務局の議案説明を求めます。

事務局

議第689号、農地法第3条第1項の規定による申請に対し、

許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。お手元の地図を合わせてご覧ください。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和6年5月10日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、安土町中屋●●番、登記地目、現況地目とも畑、登記面積102㎡、世帯の経営面積、渡人35アール、受人80.1アールで今回の申請面積を合わせますと81.1アールとなります。渡人につきましては、安土町中屋●●番地、●●●●、受人につきましては、安土町中屋●●番地、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、管理困難、譲受理由につきましては、従来より耕作でございます。

番号2、土地の所在地、安土町中屋●●番、登記地目、現況地目とも畑、登記面積101㎡、世帯の経営面積、渡人9.4アール、受人80.1アールで今回の申請面積と番号1の申請面積を合わせますと82.1アールとなります。渡人につきましては、福井県坂井市坂井町上関第●●号●番地●●、●●●●、受人につきましては、安土町中屋●●番地、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、管理困難、譲受理由につきましては、従来より耕作、相手方の要望でございます。地図を見ていただきますと隣接農地を●●さんが所有、耕作をされています。

番号3、土地の所在地、中之庄町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積4,270㎡、同じく中之庄町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積273㎡、世帯の経営面積、渡人45.4アール、受人1,077.9アールで今回の申請面積を合わせますと1,123.3アールとなります。渡人につきましては、西本郷町●●番地●●、●●●●、受人につきましては、中之庄町●●番地、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、離農、譲受理由につきましては、規模拡大で隣接農地を耕作されていますので一体利用される予定です。

番号4、土地の所在地、西庄町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積941㎡、世帯の経営面積167アール、渡人につきましては、西庄町●●番地、●●●●、同じく西庄町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積2,811㎡、世帯の経営面積、渡人30.2アール、渡人につきましては、西庄町●●番地、●●●●

●、以上2筆3,752㎡の受人につきましては、長田町●●番地●、●●●●、世帯の経営面積は178.3アールで、今回の申請面積を合わせますと206.4アールとなります。契約内容は売買、譲渡理由につきましては、相手方の要望、譲受理由につきましては、規模拡大で隣接農地を耕作されていますので一体利用される予定です。

以上の農地法第3条第1項の案件全てにつきまして、「農地法第3条審査書」に基づき、農地法第3条第2項第1号のいわゆる全部効率要件、農地法第3条第2項第4号の常時従事要件、農地法第3条第2項第6号の周辺地域との調和条件に照らし許可するものと判断し、議案とさせていただきます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長

ありがとうございました。

議題といたしました案件の中で、追加及び補足説明等がございましたら、発言をお願いします。

委 員

(特になしの声)

議 長

特に補足説明もないようですので、皆様にお伺いいたします。質問や意見はございませんか。

(特になしの声)

議 長

質問も意見もないようですので、採決に入ります。
議第689号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについての内、番号1から番号4の案件について、原案どおり許可することに異議ございませんか。

委 員

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。
よって、番号1から番号4について、原案どおり許可することに決定いたします。

議 長 それでは次に議第 689 号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについての内、番号5についてを議題といたしますが、農業委員会会議規則第17条 議事参与の制限の規定によりまして、15番●●●●委員の退席を求めます。
ここで一旦休憩とします。

議 長 それでは再開いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議第689号、番号5、土地の所在地、島町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,898㎡、同じく島町●●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積2,611㎡、同じく島町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積984㎡、世帯の経営面積、渡人57.9アール、受人64.9アールで今回の申請面積を合わせますと119.8アールとなります。渡人につきましては、島町●●番地●、●●●●、受人につきましては、島町●●番地●、●●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、規模縮小、譲受理由につきましては、相手方の要望でございます。
以上ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 皆様にお伺いいたします。
質問や意見はございませんか。

委 員 (特になしの声)

議 長 質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。
議第 689 号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについての内、番号5の案件について、原案どおり許可することに異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、番号5について原案どおり許可することに決定いたします。

ここで一旦休憩とします。

議 長

それでは再開いたします。

議第 690 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第 691 号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議題690号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。

農地法第4条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和6年5月10日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、小田町●●番、登記地目、畑、現況地目、雑種地、申請面積297㎡、申請人につきましては、小田町●●番地、●●●●、申請地は、小田町の集落内の農地で、街区中の宅地率が40%を超えますことから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。転用目的は、貸露天資材置場で、現地は既に造成され、貸露天資材置場として地元の製材業者に貸し出されております。申請地は、農地パトロールの対象農地であり、以前より適正に申請するよう指導しておりました。今回、令和6年3月8日に農振除外がされたことにより、申請されたものです。てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

続きまして、議第691号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和6年5月10日、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、円山町●●番、登記地目、田、現況地目、雑種地、申請面積199㎡、渡人につきましては、円山町●●番地、●●●●、受人につきましては、円山町●●一●、株式会社●●●●、代表取締役、●●●●、申請地は、円山町の集落内

の農地で、住宅等が連たんしている区域にありますことから農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、売買です。転用目的は、露天駐車場で、これまで申請地東側の「宅地」と記載された土地を借りて駐車場として利用されていましたが、住宅が建築されることになり、隣接である今回の申請地を購入することになりました。現地は既に造成されており、てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号2、土地の所在地、鷹飼町●●番●、登記地目、現況地目とも田、申請面積452㎡、同じく鷹飼町●●番●、登記地目、畑、現況地目、田、渡人につきましては、鷹飼町●●番地、●●●●、受人につきましては、西本郷町西●番地●、株式会社●●●●、代表取締役、●●●●、申請地は、鷹飼町の集落内の農地で、上下水道が埋設された道路の沿道で、おおむね500m以内に「●●●●病院」・「●●●●歯科」の医療施設が2つ以上ありますことから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、売買です。転用目的は、貸露天駐車場で、キッチンカーで物販する業者に貸し出される予定です。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

議第 690 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第 691 号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについては、現地踏査を行っていただいておりますので、その報告を求めます。

結果報告を、 6番●●●●委員、よろしく申し上げます。

委 員

去る、4月30日に、議第 690 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第 691 号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて3番●●●●委員、4番●●●●委員、8番●●●●委員と私、及び事務局職員で現地踏査を行い、協議した結果を報告します。

初めに、農地法第4条の案件について、報告させていただきま

す。

番号1の案件です。

てん末案件であり、事務局から説明がありましたとおり、問題ないと考えます。

次に、農地法第5条の案件について、報告させていただきます。

番号1の案件です。

てん末案件であり、事務局から説明がありましたとおり、問題ないと考えます。

次に番号2の案件です。

隣接農地は渡人の農地であり、境界には擁壁を設置し土砂及び雨水の流出を防ぐ対策がされていることから、周辺農地への影響はないと考えられます。

第4条許可申請1件、第5条許可申請2件、計3件の案件について、全て立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。以上、現地踏査 結果報告を終わります。

議 長

ご苦労さまでした。ただ今の案件で質問や意見はございませんか。

委 員

(特になしの声)

議 長

質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。
ただ今の現地踏査の説明のとおり、原案どおり許可相当とすることにご異議ございませんか。

委 員

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。
よって、提案どおり許可相当とすることに認めます。

議 長

それでは、次に報告第 423 号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第 424 号 その他の専決報告について、事務局の説明を求めます。

事務局

報告第423号、農地法第4条第7号の規定による農地転用届

出の受理について、を報告させていただきます。

農地法第4条第1項第7号の規定に基づき同法施行令第3条の規定により、次のとおり会長あて届出があり、受理したので報告する。令和6年5月10日、近江八幡市農業委員会事務局長。

番号1、土地の表示、鷹飼町●●番●、田、58㎡、受理日及び受理番号、令和6年4月30日、401番、届出人につきましては、鷹飼町●●番地、●●●●、理由につきましては、露天駐車場でございます。

続きまして、報告第424号、その他の専決報告について、農地法関連に基づくその他の専決について、次のとおり報告する。令和6年5月10日、近江八幡市農業委員会事務局長。

1、農地法第18条第6項の規定に基づく賃貸借契約（使用貸借を含む）の合意解約通知の受理について、こちらにつきましては、賃貸借契約解除が11件、使用貸借契約解除が2件、合計13件ございました。

以上報告とさせていただきます。

議 長 ただ今の、報告第423号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第424号 その他の専決報告について、質問等はございませんか。

委 員 （特になしの声）

議 長 それでは、質問や意見等もないようであります。これらは報告案件でございますので、了解いただきたいと存じます。

議 長 以上で本日の総会日程は終了しました。
これをもちまして第175回定例農業委員会総会を閉会します。

閉会 午前9時51分

会議規則第21条の規定により下記に署名する。

近江八幡市農業委員会会長

会議録署名委員

委員

会議録署名委員

委員